



名報 ゆがわ

No. 647
令和2年

10月号



主な内容

- ▶ 村の話題.....②～③
- ▶ ゆがわ花火打上開催.....④
- ▶ 地域おこし協力隊通信 No.14⑤
- ▶ マイナンバーカードについて.....⑥～⑦
- ▶ インフルエンザ予防接種について.....⑧
- ▶ 国勢調査について.....⑨





佐藤 誠前消防団長が受章 令和2年春の叙勲伝達式

令和2年春の叙勲において、前湯川村消防団長の佐藤 誠さん(王領集落)が瑞宝双光章を受章され、その伝達式が9月7日(月)役場村長室で行われました。佐藤さんは、昭和47年に村消防団に入団して以来、47年間の永きに亘り消防活動に従事し、平成23年4月から平成31年3月まで湯川村消防団長を務めました。

在職中は、火災やその他の災害から地域を守るため、消火活動をはじめ、防火思想の普及や団員の訓練指導等に尽力し、今回その功績が称えられ受章となりました。

「住民の皆さんをはじめ、先輩や同僚、消防団員の皆さんのご協力があつたおかげで受章することができたと思っております。」と受章を喜び、感謝の言葉を述べられました。この度は、誠におめでとございます。



左から
守岡文浩 福島県会津地方振興局長
佐藤 誠 前湯川村消防団長
三澤豊隆 村長

湯川村が一年 無火災を達成！

会津若松消防署十文字出張所が無火災表彰を受賞

8月22日(土)午前0時をもって、本村が一年間無火災を達成したことに対して、本村を管轄区域とする会津若松消防署十文字出張所は、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長から無火災表彰を受けました。

受賞後の8月25日(火)に、川島哲也会津若松消防署十文字出張所長が報告のため、杉山英世会津若松消防署長とともに来庁されました。

今後本村が無火災で過ごすことができますよう、村民の皆様一人ひとりの心がけをお願いいたします。



左から 杉山英世 会津若松消防署長
三澤豊隆 村長
川島哲也 会津若松消防署十文字出張所長

秋の全国交通安全運動が実施されました

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されました。

湯川村では、運動のセレモニーとして9月11日(金)の午前中に、箕川・勝常両小学校による鼓笛パレードを行い、交通安全を呼びかけました。例年は、公民館から各小学校までのパレードでしたが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止策として、箕川・勝常小それぞれが各集落を1周する新たなルートで開催しました。沿道には、多くの方々にお集まりいただき、ご声援をいただきました。ありがとうございました。

また、同日午後には、湯川村交通対策協議会・交通安全協会湯川分会・交通安全母の会による「街頭ふれあいキャンペーン」を行いました。今年は湯川米と母の会お手製の、ゆがわまいちゃんストラップ、150セットをドライバーや同乗者の皆さんに配り、安全運転を呼びかけました。

村民の皆さまには、引き続き交通事故防止への取組みにご理解とご協力をお願いいたします。



街頭ふれあいキャンペーンで配布したゆがわまいちゃんストラップ(上)と湯川米(下)



街頭ふれあいキャンペーン



交通安全パレード(箕川小学校)



交通安全パレード(勝常小学校)



湯川男子ソフトボールスポーツ少年団 会津地区予選準優勝!!

8月22日(土)・23日(日)、幸楽苑カップ白獅子旗争奪第43回県児童ソフトボール大会会津地区予選が喜多方市熱塩加納多目的広場において開催され、湯川男子ソフトスポ少が出場しました。

会津地区から13チームが出場する中、湯川男子ソフトスポ少はトーナメントを順調に勝ち進みました。

決勝戦では猪苗代ソフトスポ少と対戦し、拮抗した戦いが続きました。結果として、惜しくも敗れたものの見事準優勝となり、県大会への出場を決めました。



スポーツ少年団 ボランティア活動報告

8月30日(日)、湯川中学校軟式野球スポーツ少年団の団員23名が奉仕活動として、役場・体育館・公民館・幼稚園周辺のゴミ拾いを実施しました。

湯川村スポーツ少年団は、今後もボランティア活動を通して地域貢献活動を行ってまいります。



第14回市町村対抗福島県軟式野球大会 湯川村チーム 1回戦敗退



9月6日(日)、県営あづま球場にて1回戦が行われ大熊町と対戦しました。

試合は初回、互いに1点を取り合い、3回には湯川村が追加点をあげ逆転しました。その後5回まで互いに無得点の緊迫した試合内容でしたが、6回には大熊町に4点を取られ再度逆転を許すと、反撃も及ばず6対2で敗れました。

残念ながら1回戦敗退となりましたが、来年の大会こそは初戦突破を目指します。応援ありがとうございました。



納税優良で知事感謝状

9月4日(金)、役場にて知事感謝状伝達式が行われ、浜崎第3納税貯蓄組合が納税功労者感謝状を、湯川村長が個人県民税優良市町村感謝状を、会津地方振興局の関根次長より贈呈されました。

これは、長年にわたり税の納付について積極的に活動されてきた浜崎第3納税貯蓄組合と、日頃より納税についてご理解とご協力をいただいている村民の皆さんの納税意識の高さに対し贈呈されたものです。

今後もお一層のご協力をお願いいたします。



左から 福島県会津地方振興局 関根次長
浜崎第3納税貯蓄組合 東条健一郎組合長
三澤豊隆 村長



ゆがわ花火打上を開催しました

夜空から元氣発進!

湯川村ふるさとおこし協議会（イベント部会）の「ゆがわ花火打上」が8月15日（土）に行われました。

新型コロナウイルス感染症の影響で「ゆがわ夏まつり」が中止となってしまいましたが、「3密」を避けながら少しでも村内の皆さまに楽しんでいただこうと企画しました。

花火には「**勇気や希望を与える力がある**」と言われており、今回の花火打ち上げには、コロナという困難を乗り越える原動力になって欲しいとの願いや、医療従事者への感謝の意、そして例年同日に行われる村の成人式が延期となったことから新成人へのお祝いも込めて打ち上げました。

打上開始直前まで雨が降る等、当日の開催が心配されましたが、奇跡的に打ち上げと同時に雨が止み、予定通りの開催ができました。

見逃してしまった方へ…ショートバージョンの動画を作成し、湯川村  **YouTube** にアップ致しました！「ご覧になった方」も「ご覧になれなかった方」も下記の方法により是非ご視聴ください！

HPより検索

Youtube 湯川村

QRコードを
読み込んでアクセス





湯川村 地域おこし協力隊通信

No.14 製作：湯川村地域おこし協力隊 佐藤 望



◆一地域おこし協力隊プレゼンツ― 湯川村風景特集2020 『夏風景』動画作成

新型コロナウイルス感染症が日本各地で再び増加していることもあり、今年の夏は、旅行やお盆の帰省等を自粛され、自宅で過ごされた方が多かったのではないかと思います。

そんな中、映像を通して“湯川村”の夏を感じていただき、新型コロナウイルス感染症終息後に湯川村に足を運んでいただくきっかけとなってほしいとの願いや、少しでも“帰省気分”を感じていただきたいとの思いから、『一地域おこし協力隊プレゼンツ― 湯川村風景特集2020』の第3弾として、湯川村の『夏風景』として撮影した写真などを動画にまとめ、村YouTubeにアップしました！

蝉の声・稲穂が風になびく音…湯川村には“夏”を感じる自然の音が溢れています。

今は、“夏”から“秋”へと季節の移ろいを感じさせる風景となってきましたが、ぜひ帰省できなかつた方にご紹介いただき“帰省気分”を味わっていただければと思います！

次は、『秋風景』動画作成に向けて“秋の魅力”を探していきたいと思います！



◆ゆがわ花火 動画編集を行いました

8月15日(土)、湯川村の夜空を色鮮やかな花火が彩りました。

花火開始直前まで非常に強い雨が降っており、延期が心配されましたが、開始が近づくにつれ雨も弱まり予定通り花火が打ち上げられました。

私も当日現場で『ゆがわ花火打上』を見ました。15分程度の打上花火ではありましたが、『医療従事者への感謝の意』を込めて打ち上げられた青色の花火や、『湯川村元気応援花火』の赤や緑といった色鮮やかな花火が湯川村の夜空を彩り、昨年の花火とは違った“迫力”を感じました。

当日、見る事ができなかった方や、もう一度花火を見たい方に向け、業者が撮影した動画を編集し、村YouTubeにアップしました。

是非、動画をご覧ください、新型コロナウイルスを乗り切る原動力にしてください!!

※湯川村ヨンヨンプロジェクトにも『夏風景』、『ゆがわ花火打上』の記事を掲載していますので、こちらも併せてご覧ください。





つくって
みよう!

マイナンバーカード

役場窓口にてマイナンバーカード交付申請受付中!



待ち時間に申請してみませんか?
役場へお越しの際はぜひ交付申請を!



【申請時来庁方式】

役場窓口にて顔写真を無料で撮影し、暗証番号設定依頼書を提出することで、約1か月後にマイナンバーカードがご自宅に郵送されます。ただし申請者はご本人に限ります。所要時間は20分程度です。

〈申請時にお持ちいただくもの〉

- ①通知カード（緑色で紙製）及び住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
→申請時に回収いたします
- ②印鑑（認印でけっこうです）
- ③本人確認書類（A 1点もしくはB 2点）

A

運転免許証、パスポート、
障害者手帳、在留カード
など

B

健康保険証、年金手帳、
介護保険証、各種医療受給者証、
年金証書など

【交付時来庁方式】

役場窓口にて顔写真を無料で撮影し、申請書の記入をしていただきます。申請から約1か月後にマイナンバーカード交付通知書が届き、役場へマイナンバーカードを受け取りにきていただきます。所要時間は10分程度です。

〈申請時にお持ちいただくもの〉

- 本人確認ができるものであれば、何でも結構ですでお持ちください。



マイナンバーカードの申請方法や
マイナンバー制度について
お気軽に下記までご相談ください♪

お待ちしております



◎お問い合わせ先 住民課福祉係 ☎0241-27-8810

**法定相続情報証明制度
が便利でお得です!**

全国の登記所（法務局）において、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。

この制度を利用することで、各種相続手続きにおいて提出する戸籍謄本の冊数をおさえることができます。（※）

手数料も無料で、複数ある相続手続きが同時に進められるなど、とても便利でお得な制度です。是非活用ください。

発行に必要な書類等、詳しくは法務局ホームページ又は、左記までお問い合わせください。

※相続手続きが必要となる書類は各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご相談ください。

◎お問い合わせ先

- （本局）不動産登記部門
☎0241-5341-2045
- 若松支局
☎0242-127-1501





上限5,000円分の

マイナンバーカードでマイナポイントがもらえる!

そもそもマイナポイントとは?

- ①マイナンバーカードを取得し、
- ②カードでポイントを予約した人を対象に、
- ③選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントを国が付与する仕組みです。

▼詳しくはこちら



国が実施する消費活性化策だよ!



どんな良いことがあるの?

1 キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると、一人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえる!

1 使いたいキャッシュレス決済サービスを自分で選べる!



どうしたらもらえるの? 簡単 3 Step!

Step 1 マイナンバーカードを準備しよう!



まだ持っていない方

すでに持っているかた

すぐにマイナンバーカードを申請しよう!

取得には1ヶ月程度かかるよ。今後は市区町村窓口が混雑することもあるから、**早めの申請**がおすすめ!

POINT!

カードの申請時又は受取時に「電子証明書」を搭載してね

Step 2 マイナンバーカードを使ってマイナポイント予約

スマホアプリ又はPCから専用サイトにアクセスしてマイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約。(予約によりマイキーIDが設定されます。既に設定した方はマイナポイント予約済です)
 ※PCからのご利用にはカードリーダーが必要です。
 ※スマホはカード読み取り対応機種に限ります。
 予約者数が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る可能性があります。
 …………… PCスマホがない方は……………
市区町村窓口などでできます。
 お住まいの市区町村にお問い合わせください。

▼予約方法について詳しくはこちら



Step 3 キャッシュレス決済サービスを選び申し込む

Step2同様に、スマホアプリ又はPCから専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込む。

ここでもマイナンバーカードが必要です!

※キャッシュレス決済サービスの選択は令和3年(2021年)3月末まで。



GOAL!

2万円のチャージ等で25,000円分の買い物ができる!

買い物には、マイナンバーカードを使わないよ!



◆マイナンバーカードに関するお問い合わせ先
 住民課福祉係 ☎0241-27-8810

◆マイナポイントに関するお問い合わせ先
 総務課政策財務係 ☎0241-27-8800

子どもと
妊婦さんの令和2年度
インフルエンザ予防接種
助成のお知らせ

インフルエンザ予防接種を下記期間内に実施された方の保護者及び妊婦さんに対し、予防接種料金を半額助成いたします。助成を希望される方は、下記により手続きを行ってください。

○接種対象者と回数

本村に住所を有する

- ① 0歳～12歳……2回まで助成
- ② 13歳～18歳（平成14年4月2日以降に生まれた方）……1回のみ助成
- ③ 妊婦の方……1回のみ助成

○接種期間

令和2年10月15日～令和3年1月31日

○助成する金額

半額（医療機関によって料金が異なりますが、かかった額の半額を助成します。端数が出た場合は切り捨てとします。）



手続き方法

●お持ちいただくもの

- ① 「湯川村インフルエンザ予防接種助成金交付申請書」
※村ホームページからもダウンロードできます。
- ② インフルエンザを接種したと証明できるもの（領収書等で、接種を受けた本人の氏名・実施期日・医療機関名・接種料金が記載されたもの）
※金額と接種日がわかること、レシートのみでは無効です。
- ③ 振替口座が確認できるもの。（通帳の写し等）

●手続き期間 令和2年12月1日から令和3年2月15日まで

接種完了後（2回接種の場合は2回接種後）、助成金支給のための手続きを行ってください。
※申請は、一世帯一回に限ります。兄弟姉妹分は、まとめて申請してください。

●提出場所 湯川村保健センター

◎お問い合わせ先 住民課保健センター ☎0241-27-3110

高齢者のインフルエンザ予防接種について

今年度の高齢者のインフルエンザ予防接種は、下記により行います。必要性や副反応について、よくご理解いただき、接種されるようお願いいたします。

○対象者 ①湯川村民であり、接種当日65歳以上の方

- ② 60歳から65歳未満の慢性高度心肺・腎機能等不全の方
（医師の診断書又は身体障害者手帳の写しが必要となります。）

○接種期間 令和2年10月15日から令和3年1月31日までで各医療機関が接種を実施する日（接種期間前に予防接種を済ませた方は、対象となりません。）

○接種料金

・自己負担額1,000円

※生活保護世帯、住民税非課税世帯の方（世帯全員が非課税）は【無料】

- その他
 - ・対象者の方には、インフルエンザ予防接種予診票を郵送してあります。
 - ・介護老人保健施設等に入所されている方は、予診票を施設の方に送付します。（接種希望の方は、施設の方にお申出ください。）
 - ※接種期間については変更となる場合がありますので、通知書によりご確認ください。

◎お問い合わせ先

住民課保健センター ☎0241-27-3110





県民健康調査「妊産婦に関する調査」について

福島県立医科大学では、福島県からの委託を受け、県民健康調査の一環として「妊産婦に関する調査」を行っています。妊産婦の皆さまのこころや身体の状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的として実施しています。令和2年度調査対象の方は、下記の方になります。調査へのご協力をお願いいたします。

なお、過去の調査結果は、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターのホームページ「妊産婦に関する調査」(<http://fukushima-mimamori.jp/pregnant-survey/>)に掲載しておりますのでご覧ください。

《令和2年度調査のご案内》

1. 対象者

- ①令和元年8月1日から令和2年7月31日までに福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方
- ②上記期間に福島県外で母子健康手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産された方

2. 調査票の配付方法と配付時期

【対象者①】福島県内59市町村から得られた対象者情報をもとに、分娩予定日より3回に分けて調査票を送付（令和2年11月から令和3年3月までの間の11月、1月、3月）

【対象者②】福島県内の産科医療機関の協力のもと該当される方が来院された際に調査票を配付

◎「妊産婦に関する調査」専門お問い合わせ先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

妊産婦調査専用ダイヤル ☎024-549-5180（平日午前9時～午後5時）

妊産婦調査専門メール nimpu@fmu.ac.jp

令和2年国勢調査について

- 国勢調査は、令和2年（2020年）10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象として実施いたします。
- 9月中旬から9月末にかけて、調査員がみなさまと対面しない非接触の方法（郵便受け等への配付）で、世帯毎に調査票の配付を行っております。
- まだ調査票が届いていない世帯の方については、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
- みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

国勢調査
2020



国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



◎お問い合わせ先 総務課政策財務係 ☎0241-27-8800

総務省

無料調停相談会のお知らせ

- 内 容 相続・遺産分割、離婚、扶養等家庭内の問題、多重債務、土地・建物の紛争、交通事故による損害賠償等の問題など
- 日 時 11月6日(金) 午前9時30分～午後6時
- 申 込 み 当日、会場で受付。(午後5時受付終了)
- 場 所 会津若松市文化センター ☎0242-26-6661
- 主 催 会津若松調停協会
- 費 用 無料

◎お問い合わせ先 福島地方裁判所会津若松支部庶務課 ☎0242-26-5725



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃より請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市区町村で本請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』 ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金

検索



10月は、“不正軽油撲滅”強化月間！

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」

不正軽油とは？……

軽油に課税される軽油引取税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料のこと。

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

◎お問い合わせ先

県庁総務部税務課

☎024-521-7205 FAX 024-521-7905

電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp

会津地方振興局県税部

☎0242-29-5261 FAX 0242-29-5239

電子メール aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp



今月の納税

11月2日(月)まで

個人村・県民税(普通徴収) 第3期分
国民健康保険税(普通徴収) 第4期分
介護保険料(普通徴収) 第4期分
後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第3期分

*口座振替による振替日も11月2日(月)になります。

納期限までに納税が困難な特別な事情がある場合は、ご相談ください。

*納付の相談は、住民課各係までお願いします。

個人村・県民税、国民健康保険税 税務係
☎02441-27-8820
介護保険料 ほけん係
☎02441-27-8830
後期高齢者医療保険料 福祉係
☎02441-27-8810

「村長との対話の日」

令和2年

10月9日(金)

時間:午前9時~
午前11時30分まで

場所:村長室

予約もできます。☎0241-27-8800

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

会津若松税務署では、毎年11月中旬に年末調整事務の一般的な説明、税制改正事項や誤りやすい事例などを源泉徴収義務者の皆様に説明するため、年末調整説明会を開催しているところですが、

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することいたしました。ご理解いただきありがとうございます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを作成してありますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

◎お問い合わせ先
会津若松税務署
法人課税第一部門(源泉所得税担当)
☎02442-27-4346

年末調整
特集ページは
こちら



URL: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

※年末調整特集ページは、10月1日よりご覧になれます。

「行政相談週間に係る 特設行政相談所」及び 「特設人権相談所」の 開設のお知らせ

10月19日(月)から25日(日)までの一週間は「行政相談週間」となっております。

行政相談は、役所(国、県及び市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

相談週間中には、左記のとおり「特設行政相談所」を開設します。

なお、人権に関する困りごとや悩みごとの相談を受け付ける「特設人権相談所」もあわせて開設します。相談料はともに無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症対策として、事前予約による相談とさせていただきます。希望される方は、左記の番号までご連絡ください。

特設相談会

◎日時 10月17日(土) 午前10時~正午

◎場所 湯川村役場1階「多目的室」正面入口右側

◎相談員 大関 清憲さん(行政相談員)
小沢 晶利さん(人権擁護委員)
鈴木 隆さん(人権擁護委員)

◎申込期限 令和2年10月15日(木)

◎お問い合わせ先(申込先)
湯川村総務課

☎02441-27-8800

「里親入門講座」のお知らせ

10月は里親月間です。里親についての理解を図り、里親になっていただく方を募集します。

◎内容

・保護者から離れて育つ子どもたちの現状などについての講義

・里親自身の体験談

◎日時 10月23日(金)

午前10時~午前11時30分

◎場所 会津若松市文化センター(会津若松市城東町14-52)

◎申込み

電話、ファックス、メールで福島県会津児童相談所にお申込みください。

電話:02442-23-11400

FAX:02442-23-11404

メール: aidujison@pref.fukushima.lg.jp

※氏名、住所、連絡先(電話番号)を明記

◎申込締切 10月16日(金)

◎感染防止 収容定員に余裕のある会場を使用し座席間隔に留意するとともに、換気を随時行うなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応を配慮します。(収容定員を上回る場合は、入場を制限させていただきます)

◎風邪などの症状がある場合は参加をお控えください。また、マスクの着用、「咳エチケット」などのご協力をお願いいたします。

◎お問い合わせ先

福島県会津児童相談所

会津若松市一箕町八幡字門田1-3

☎02442-23-11400

平日午前8時30分~午後5時15分まで



10月1日から7日は
『公証週間』です

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることが出来ます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

◎お問い合わせ先 会津若松公証役場
☎0242-137-1955

あなたの大切な遺言書を
法務局が守ります！

令和2年7月10日から、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的として、法務局で自筆証書遺言書をお預かりする制度が始まりました。

手続きに必要な書類等、詳しくは法務局ホームページ又は、左記までお問い合わせください。
※手続きは予約が必要となります。

◎お問い合わせ先

(本局) 供託課
☎024-534-1971
若松支局
☎0242-27-1498

農地パトロールを実施しました

農地は適正に、責任を持って管理しましょう。

農業委員会では、去る8月20日(木)に村内全域の農地パトロールを実施し、不耕作地等の確認、農地の汚染につながる産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の発見・防止、転用許可後の状況等の調査を行いました。本村においても近年の農業従事者の高齢化や担い手不足等により不作付け地の発生が懸念されております。農業委員会としまして、定期的な農地パトロールの実施のもと、積極的な不耕作地対策に取り組んでいきます。

耕作をしないで、農地を荒していませんか？

農地はいったん遊休化してしまうと、耕作できる農地へ戻すのは大変です。また、雑草の種子が飛んだり、病害虫が発生したり、近隣農地へ悪影響を与えることにもつながります。作物を栽培しない場合でも適宜、草刈り等を行うなど、農地の適切な管理をお願いいたします。



手続きをせずに、農地を農地以外の用途にしていますか？

農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外のものにする場合(農地転用)には、許可が必要です。農地転用とは、人為的に農地を農地以外(住宅敷地・駐車場・資材置場等)にすることをいいます。また、農地を一時的に耕作以外の目的に利用する場合も農地転用に該当しますので、許可を得る必要があります。

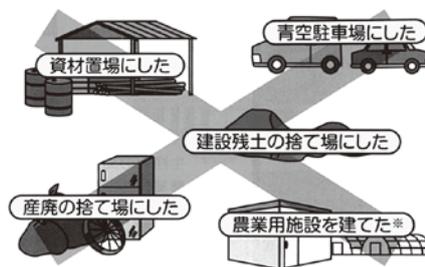
違反転用したときは…

農地法に基づく転用許可を受けていない場合や、許可された目的と実際の利用状況が異なる場合は、違反転用として工事の中止・農地への復元等の措置を命じられる場合があります。転用する場合は、必ず事前に手続きをしましょう。

農地を取得したときは…

相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要です

自ら耕作が難しい場合など、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に担当地区の農地利用最適化推進委員・農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。



※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないことになっていますが、まずは農業委員会に相談してください。

*農地法違反で刑事告発されると、3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金に処せられます。



会津坂下警察署からのお知らせ

～全国地域安全運動～

- 期 間 令和2年10月11日(日)から
同月20日(火)までの10日間
- 運動重点 子どもと女性の犯罪被害防止
なりすまし詐欺の被害防止

メインスローガン 「みんなでつくろう 安心の街」
サブスローガン 「消せないよ 心のきずと そのしゃしん」



安心して暮らせる地域社会を目指して、
全国一斉に行われる運動です。
みなさんも日常生活の中で、子どもや
女性、高齢者を見守る活動をしましょう。

夕暮れ時間帯の交通事故防止

例年、日没時刻が早まる秋口から、夕暮れ時間帯に高齢歩行者が被害に遭う交通事故が増加します。
外出する際は、夜光反射材やライトを活用するとともに、道路を横断する際は、十分に安全を確認してから横断しましょう。
また、ドライバーの方は早めのライト点灯と原則上向きライト、ライトのこまめな上下切り替えを徹底しましょう。



消防署からのお知らせ

地震発生時における行動のポイントとして 次のことを心がけましょう!



まず身の安全を!



すばやく火の始末!



戸や窓を開けて避難口の確保!



慌てて飛び出さない!



倒れやすいものに近づかない!



普段からの心がけを!

住宅用火災警報器

平成23年6月から、法律により設置が義務となっています。適切な設置と維持管理をお願いします。

会津若松消防署十文字出張所
☎ 0242-75-2151
FAX 0242-75-2196

湯川村内街頭犯罪等発生状況 (令和2年8月31日現在)

区 分	街 頭 犯 罪												街頭犯罪 合 計	その他 刑法犯等	全刑法犯		
	強 盗	空 盗	忍 込 米	忍 込 米	事務 所 荒	出 店 荒	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	自 販 機 ね ら い	車 上 ね ら い	ひ つ た く り				部 品 ね ら い	強 制 わ い せ つ
管 内			1				1		1	1	1				5	31	36
湯 川 村			1						1						2	8	10

特 徴 会津坂下警察署管内で、管内では、倉庫荒らしなど建物に侵入されて金品を盗まれる事件や、8月にはトラックの盗難事件も発生しています。

被害防止のキーワード

防犯の基本は施錠です! 施錠できない場所にはセンサーライトなどを設置しましょう。
車や自転車は必ず施錠しましょう。不審者や不審車両を見かけたら、すぐに通報してください。

※その他刑法犯等には、暴行、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。

※上記発生件数は、令和2年1月1日からの累計数となっています。

湯川村教育委員会表彰者を募集します

教育委員会では、湯川村教育委員会表彰規程に基づき、教育の振興発展等に貢献し、その功績が顕著であるものに対し表彰を行う予定であります。

この表彰は、村内に住所を有する個人、または団体に対して行います。

ご家族やご近所、お知り合いの方で、下記の表彰基準に基づく対象者をご存知の方は、是非ご連絡をお願いします。なお、表彰の対象となりました方については、教育委員会より表彰のご案内をいたします。

なお、受付期間は、準備の都合上、**10月23日(金)まで**とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○表彰の基準 (湯川村顕彰表彰の対象者)

令和元年10月19日から、令和2年10月15日までの間に、各種県大会及び県展等で1位相当の成績をおさめた村民及び村内の団体

※昨年度の表彰対象者は、令和元年10月18日までであったため、10月19日からの対象とさせていただきます。

◎お問い合わせ先 教育委員会 学校教育係 ☎0241-27-2250



さち子先生の英会話教室

Hello everyone! How are you? 皆さんこんにちは！
今回の英会話は、健康についての会話やことわざを紹介します！

◆健康についての表現

- I'm good! (アィム グーッド!) 元気ですよ！
- I'm okay. (アィム オーケー) まあまあですよ。
- I'm not feeling well. (アィム ノット フィーリング ウェル) あまり体調がよくないです。
- I've had a cold for two days.
(アィヴ ハド ア コールド フォー トゥー デイズ) 2日前から風邪を引いています。
- I haven't been getting enough sleep.
(アィ ハブント ビーン ゲットイング イナフ スリープ) あまり寝られませんでした。
- I have a headache / a stomachache / a hay fever / a hangover.
(アィ ハブ ア ヘッドエイク/ア ストマクエイク/ア ヘイ フィーバー /ア ハングオーバー)
頭が痛いです。/おなかが痛いです。/花粉症です。/二日酔いです。

実際の会話で話すとこのようになります

Hey! How are you?
(ヘイ! ハウアーユー?)
どうも! 最近元気ですか?

I'm good! Thank you! How about you?
(アィム グーッド! サンキュー! ハウアバウトユー?)
私は元気だよ! あなたは怎么样了?

Not really... (ノット リアリー) ぼちぼちです...

Are you taking care of yourself these days?
(アーユー ティッキング ケア オブ ユアセルフ ディーズ デイズ?)
健康管理は大丈夫ですか?



Not really... I have a headache.
(ノット リアリー アィ ハブ ア ヘッドエイク)
あまりできてないです... 頭が痛くて...



Oh no! Well, you know they say
"Health is better than wealth".
(オウノー! ウェル ユーノウ デイセイ ヘルス イズ ベター ダン ウェルス)
あら! まあ、健康は富にまさるといいますよね。

Yes, that's a very good point.
(イエス ダッツ ア ベリーグッド ポイント) そうですね、たしかにそう思います。

◆ことわざ

Health is better than wealth. (ヘルス イズ ベター ダン ウェルス) 健康は富にまさる
このことわざは、日本語と同じ表現、同じ意味のことわざです。どれほど健康が重要かよく
わかりますね。皆さんも、健康を大切に元気で過ごしましょう！

福島県最低賃金が令和2年10月2日から変わります

時間額 800円

◎お問い合わせ先

福島労働局労働基準部賃金室 ☎024-536-4604
会津労働基準監督署 ☎0242-26-6494



戸籍の窓口

(8月受付)

お誕生おめでとうございます

(地区)	(両親)	(子)
堂 畑	大八木 啓太 美 紅	ひなた 陽葵
西八日町	山口 順平 尚子	りん 凜

謹んでお悔やみ申し上げます

(地区)	(本人)	(年齢)
佐野(森台)	池田 久江	83歳
王 領	佐藤 次男	73歳
田 中	佐藤 好之	83歳
中ノ目	三澤 八重子	91歳
西八日町	山口 時子	95歳
水谷地	鈴木 敏榮	72歳
上田谷地	大塚 勲	82歳

※この欄に掲載を希望しない方は、住民課福祉係へ申し出てください。

人の動き (9月1日現在)

総人口	3,187人 (△ 8)
男	1,533人 (△ 3)
女	1,654人 (△ 5)
世帯数	1,021世帯 (△ 3)

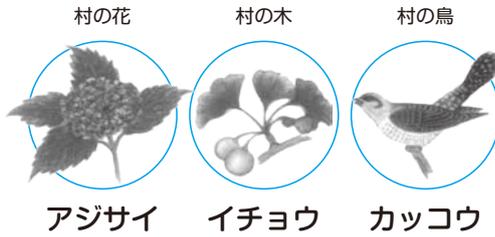
毎月「第3日曜日」は「家庭の日」です

家庭の話し合い、一緒に食事の励行、親子ふれあい運動を実施しましょう。

あいさつ運動



一声運動を普及しましょう。湯川村青少年育成村民会議



村内の交通事故

	件数	死亡	傷者
平成31年・令和元年 (1月～12月)	5 74	0	0
令和2年 8月	0 5	0	0
令和2年 累 計	3 37	0	4
交通死亡事故ゼロ日数 (令和2年8月31日現在)	1081日		

(上段は人身事故・下段は物損事故)

10月の行事予定

1日(木)交通事故ゼロ 歩行者優先の日
11日(日)に予定しておりました第15回湯川村新米祭は中止となりました。

村民の文芸

発表のひろば

湯川俳句会

夏負けて唯ひたすらに伏すばかり
梅雨出水持出しお握り皆ぶこつ 鈴木 清子

明日耕う予定の畑の驟雨かな
蟻の道気付かず腕を噛まれけり 鈴木智恵子

空蝉や生きた証の魂残す
大輪のマリーゴールド夕陽色 鈴木 静代

折り紙の頭なやましひまわりの花
朝仕事草刈匂ふ稲穂波 鈴木 玲子

会津領青田の里の蜻蛉増ゆ
送り火の煙たゆたふ西の空 小林喜久雄

老いさらばえ爪を研ぐ猫秋立ちぬ
蝉時雨ナビの音声途絶えたり 小野 比呂

沃野湯川会

健診の会場広し三密をさけて
時間が決められたれば 鈴木トシ子

「みそぎという漢字はどんなだったっけ」
ぽはーんと口あけ見上ぐ娘は 渡部 邦子

気に入りのTシャツのタグに書かれたる
バン格拉デシユを地図に確かむ 小林 和子

ひなげしの花はつなつの風に揺れ
さざ波のごと揺れる青田も 兼子 春江

梅雨明けもまだせぬ大暑
九州に降る大雨の映像を見る 佐野 常雄

ぷつくらと太る指さし「ばあば、虫」と
夏を報せし孫結婚す 鈴木 悦子

九十二のしっかり者の婆さんが
南瓜のつるに足とられ転ぶ 坂内タミ子

大雨に芋もトマトも枝豆も
もう限界と畑に声上ぐ 吉田 妙子

銀行に勤める孫は身みずから
作りしおにぎり朝食食べる 鈴木 久子

◆お詫びと訂正

「広報ゆがわ9月号」において、左記のとおり誤りがありました。12ページ発表のひろば「湯川俳句会」誤：鈴木 清子 正：鈴木 静代 お詫びして訂正いたします。



消費者の困りごと

消費者 局番なし
ホットライン

188 電話!

悪質 契約
商法 トラブル

最寄りの消費生活相談窓口につながります。

発行：福島県消費生活センター

もうすぐ
1才になります

ちば ゆい か
千葉 唯禾 (上樽川)

唯一無二の人生
を実り多きもの
にしてほしいと願
い名付けました。

福島県交通安全運動「年間スローガン」募集

福島県交通対策協議会では、令和3年から使用する交通安全運動「年間スローガン」を募集しています。あなたの交通安全への想いをスローガンにしてみませんか。詳しくは、県庁生活交通課のホームページを確認の上、ご応募ください。

- 作品の形態 形式自由（現在のスローガン「みんながね ルール守れば ほら笑顔」）
- 応募資格 県内にお住まいの方、または県内に通勤・通学している方
- 応募方法 郵便はがき、FAXまたはメールに次の内容を記載して応募
 - ・作品（よみがな）
 - ・作品の説明（60字以内）
 - ・氏名（ふりがな）
 - ・年齢
 - ・職業（勤務先、学校名・学年）
 - ・郵便番号
 - ・住所
 - ・電話番号
- ※1人何点でも応募可。1回につき1作品まで。自作・未発表のものに限る。
- ※ホームページに掲載されているチラシから応募用紙をダウンロードできます。
- 応募期限 令和2年10月31日（土）〔当日消印有効〕
- 入賞 最優秀賞1点（賞状及び5万円相当の商品券）
優秀賞2点（賞状及び2万円相当の商品券）
佳作5点（賞状及び5千円相当の商品券）

○応募・お問い合わせ先 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県交通対策協議会（県庁生活交通課内）
電話 024-521-7158（直通） FAX 024-521-7887
Eメール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

防災メールの登録について

皆さんが持っている携帯電話やパソコンのメールアドレスを村に登録していただくと、地震・気象情報及び国民保護（テロや、ミサイルの飛来等）に関する情報や災害時における避難勧告や避難指示などの情報をメールで受け取ることができます。

まだ防災メールを登録していない村民の皆さんは、災害時に対する備えとして、ぜひご登録をお願いします。

防災メール 登録の仕方

「登録用メールアドレス」に空メール（件名、本文が入力されていないメール）を送信していただくと登録ができます。

登録用メールアドレス **j-yugawa@vill.yugawa.fukushima.jp**

～新規登録の流れ(例)～
新規メール作成画面

宛先

件名

本文

登録用メールアドレスを入力

メール送信



登録完了

※迷惑メール対策によるパソコンからのメールを受信拒否している場合はメールを受け取ることができません。j-yugawa@vill.yugawa.fukushima.jp が受信できるように携帯・スマートホンの設定をお願いします。

なお、設定の方法がわからない場合などは、各携帯電話会社にお問い合わせください。